

法令適用事前確認手続回答通知書

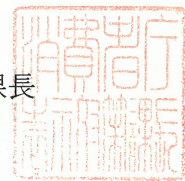
消表対第 1307 号

平成 28 年 9 月 9 日

株式会社国際カジノ研究所

木曾 崇 殿

消費者庁表示対策課長



平成 28 年 8 月 29 日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

なお、本回答は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）第 4 条の規定を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、景品表示法第 4 条の規定との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

記

- 1 照会のあった具体的事実については、照会者から提示された事実関係を前提とすれば、景品表示法第 4 条の規定の適用対象となると考えられる。
- 2 当該事実が照会対象法令の適用対象となることに関する見解及び根拠
 - (1) 景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和 37 年 6 月 30 日公正取引委員会告示第 3 号。以下「指定告示」という。）第 1 項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいうが、「正常な商慣習に照らして値引…と認められる経済上の利益…は、含まない。」とされている。

ただし、指定告示の運用基準である「景品類等の指定告示の運用基準について」

(昭和 52 年 4 月 1 日事務局長通達第 7 号) の 6 (4) において、「正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益」に関し、「値引と認められる経済上の利益」には当たらない場合として、「対価の減額…であっても、懸賞による場合」とされている。

なお、「懸賞」とは、次に掲げる方法によって景品類の提供の相手方又は提供する景品類の価額を定めることをいう(「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和 52 年 3 月 1 日公正取引委員会告示第 3 号。以下「懸賞制限告示」という。))。

- 一 くじその他偶然性を利用して定める方法
- 二 特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法

(2) 本件に関しては、照会者は、指定告示第 1 項に規定する「自己の供給する商品又は役務の取引」を行っているとはいえないことから、照会者が景品表示法に抵触するものではないと考えられる。

(3) 一方、商品又は役務の提供を受ける一般消費者は、本件企画において、100 円購入するごとに 1 ポイント付与され、それを利用して、

- ① 一般的なカジノゲーム等に参加する
- ② 将来的に起こり得る何かしらのイベントの結果を予想するタイプの賭けに参加する

ことなどができるようになるが、本件企画は、くじその他偶然性を利用して定める方法等によるものであることから、提携事業者との関係において、「懸賞」に該当する。

そのため、本件企画において、提携事業者が顧客を誘引するための手段として、取引に附随して一般消費者に対して提供するポイントは、上記の「値引と認められる経済上の利益」に該当しない「懸賞による場合」であると考えられるため、景品類に該当する。

(4) 以上から、本件企画は、景品表示法の規制を受ける景品類の提供を行うものであると考えられ、その提供方法は「一般懸賞」であると考えられることから、本件企画における景品の最高額は、懸賞制限告示第 2 項で規定される金額(懸賞に係る取引の価額の 20 倍の金額〔当該金額が 10 万円を超える場合にあっては、10 万円〕)を超えてはならない。